○文部科学省告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝及び史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
三徳山	昭和九年文部省告示第二百十七号	鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸同字大瀬丸	右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸一番と同字大瀬丸一番に接し同字大瀬丸一番と同字大瀬丸一番に南接する同字大瀬丸一番に挟まれるまでの水路敷を含む。 一番に挟まれた同字大瀬丸一番と同字大瀬丸一番に挟まれた同字大瀬丸一番と同字大瀬丸一番に挟まれた同字大瀬丸一番と同字大瀬丸